

14 酒類製造免許場数の推移

(単位:場)

種類	清酒	合成清酒	しょうちゅう	みりん	ビール	果実酒類	ウイスキー類	スピリッツ類	リキュール類	雑酒	計		
昭和	20	外 18 3,160	外 115 53	外 2068 654	外 406 84			外 477 8,491			外 3,084 12,455		
	25	外 48 3,692	外 73 46	外 1866 736	外 258 73	13		外 309 3,711			外 2,554 8,271		
	30	外 58 4,021	外 92 26	外 1443 646	外 281 64	13		外 609 2,180			外 2,483 6,950		
	35	外 47 3,980	外 82 27	外 675 574	外 168 29	16		外 639 516			外 1,611 5,142		
	40	外 30 3,865	外 97 10	外 647 476	外 157 40	25	外 228 336	外 129 18	外 250 33	外 101 43	外 12 49	外 1,651 4,895	
	45	外 25 3,533	外 92 3	外 569 418	外 163 37	28	外 217 263	外 132 22	外 218 26	外 104 58	外 16 46	外 1,536 4,434	
	50	外 30 3,229	外 84 2	外 510 429	外 160 31	32	外 232 232	外 138 29	外 243 23	外 133 47	外 21 48	外 1,551 4,102	
	55	外 36 2,947	外 81 1	外 515 410	外 149 38	35	外 233 236	外 145 31	外 243 21	外 146 48	外 35 50	外 1,583 3,817	
	56	外 39 2,742	外 81 1	外 508 416	外 151 37	36	外 241 232	外 146 30	外 245 21	外 148 47	外 42 52	外 1,601 3,614	
	57	外 39 2,733	外 79 3	外 529 416	外 151 35	外 1 35	外 245 225	外 145 31	外 245 21	外 145 49	外 44 54	外 1,623 3,602	
	58	外 47 2,712	外 79 3	外 574 416	外 152 34	外 1 37	外 254 234	外 150 34	外 247 22	外 152 49	外 49 55	外 1,705 3,596	
	59	外 54 2,647	外 80 3	外 590 431	外 156 31	外 1 37	外 273 227	外 160 35	外 259 18	外 175 54	外 60 56	外 1,808 3,539	
	60	外 64 2,586	外 81 3	外 584 434	外 161 30	外 2 38	外 283 231	外 169 35	外 262 16	外 215 51	外 69 57	外 1,890 3,481	
	61	外 62 2,544	外 81 4	外 589 419	外 163 31	外 2 39	外 290 236	外 174 30	外 264 15	外 233 53	外 72 61	外 1,930 3,432	
	62	外 60 2,513	外 80 4	外 594 408	外 163 30	外 3 40	外 298 245	外 178 31	外 263 19	外 238 58	外 77 60	外 1,954 3,408	
	63	外 59 2,495	外 78 5	外 593 405	外 161 30	外 3 41	外 292 250	外 174 31	外 266 15	外 257 56	外 75 61	外 1,958 3,389	
	平成	元	外 56 2,438	外 77 5	外 599 399	外 75 30	外 5 39	外 310 243	外 175 28	外 266 19	外 260 63	外 78 59	外 1,901 3,323
		2	外 55 2,435	外 77 4	外 591 403	外 73 31	外 5 41	外 311 248	外 176 28	外 270 16	外 275 58	外 80 62	外 1,913 3,326
		3	外 60 2,418	外 78 4	外 591 400	外 69 33	外 5 41	外 319 246	外 172 25	外 267 16	外 278 64	外 80 64	外 1,919 3,311
		4	外 55 2,407	外 78 3	外 591 402	外 69 33	外 7 42	外 322 247	外 173 26	外 270 13	外 279 66	外 88 62	外 1,932 3,301
5		外 61 2,386	外 76 4	外 587 397	外 69 32	外 8 42	外 316 249	外 172 24	外 272 11	外 280 67	外 85 61	外 1,926 3,273	
6		外 64 2,369	外 78 3	外 586 397	外 70 30	外 14 49	外 323 245	外 173 24	外 272 12	外 283 71	外 104 61	外 1,967 3,261	
7		外 64 2,336	外 77 6	外 588 391	外 71 29	外 17 68	外 331 241	外 173 24	外 270 14	外 298 69	外 114 64	外 2,003 3,242	
8		外 63 2,306	外 79 2	外 588 383	外 69 32	外 25 143	外 332 244	外 172 23	外 270 18	外 301 75	外 134 63	外 2,033 3,289	
9		外 68 2,268	外 79 2	外 584 376	外 70 32	外 35 238	外 333 249	外 176 21	外 275 16	外 310 82	外 147 85	外 2,077 3,369	
10		外 78 2,229	外 80 1	外 573 368	外 71 30	外 40 274	外 330 247	外 176 19	外 275 17	外 325 83	外 190 88	外 2,138 3,356	

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」によった。
 2 昭和35年度までは酒造年度により、昭和40年度以降は会計年度によった。
 3 しょうちゅうについては25%換算の数量であり、付表の数量とは異なっている。

15 酒類販売業免許場数の推移

種類 年月日	卸売業			小売業			合 計	備 考	
	全酒類	その他	計	全酒類	その他	計			
昭和	場	場	場	場	場	場	場		
13.9.30	-	-	-	-	-	-	-		
18.9.30	-	-	14,548	-	-	337,109	351,657	免許制度 発足の年 企業整備 の年	
21.9.30	-	-	-	-	-	117,592	117,592		
26.9.30	-	-	-	-	-	84,786	84,786		
31.9.30	-	-	4,657	-	-	98,255	102,912		
36.9.30	2,647	2,692	5,339	-	-	118,946	124,285		
41.3.31	外5 1,939	外1,683 2,567	外1,683 4,506	外656 101,947	外65 21,383	外721 123,330	127,836		
46.3.31	外5 1,980	外1,691 2,393	外1,696 4,373	外998 113,656	外135 21,056	外1,133 134,712	139,085		
51.3.31	-	外1,316 2,387	外1,316 4,352	外1,198 122,291	外147 20,756	外1,345 143,047	147,399		
56.3.31	13,738	-	2,731	16,469	129,976	20,856	外14,321 150,832		167,301
61.3.31	12,761	-	2,610	15,371	135,457	21,294	外13,364 156,751		172,122
63.3.31	11,980	-	2,676	14,656	138,056	21,832	外12,617 159,888	174,544	
63.3.31	11,804	-	2,745	14,549	138,258	21,913	外12,478 160,171	174,720	
63.3.31	11,679	-	2,853	14,532	138,376	22,050	外12,437 160,426	174,958	
平成 元.3.31	-	-	-	-	-	-	外12,353 160,547	175,091	
2.3.31	11,567	-	2,977	14,544	138,513	22,034	外12,594 161,523	176,550	
3.3.31	11,540	-	3,487	15,027	139,396	22,127	外16,044 158,443	176,953	
4.3.31	11,389	-	7,121	18,510	136,384	22,059	外15,822 158,636	176,944	
5.3.31	11,006	-	7,302	18,308	136,545	22,091	外15,786 159,300	177,521	
6.3.31	10,896	-	7,325	18,221	137,138	22,162	外15,542 160,112	178,126	
7.3.31	10,682	-	7,332	18,014	137,777	22,335	外15,286 161,338	179,156	
8.3.31	10,487	-	7,331	17,818	138,568	22,770	外14,913 162,406	179,880	
9.3.31	10,200	-	7,274	17,474	139,403	23,003	外14,652 166,883	184,000	
10.3.31	9,980	-	7,137	17,117	140,180	26,703	外14,346 171,848	188,695	
11.3.31	9,757	-	7,090	16,847	140,836	31,012	外0 175,095	191,722	
	9,546	-	7,081	16,627	143,718	31,377			

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」によった。

2 昭和36.9.30から46.3.31までの外書は、卸小売兼業者で従たるものを、昭和51.3.31以降の外書は、「卸売業」の「計」欄の者数のうち、小売もできる者の数である。

16 酒類販売業免許について

I 免許の要件（一般酒類小売業免許）

一般の酒販店に対する酒類小売業免許については、次の要件を満たす場合に免許を付与。

1 申請者の人的要件

- ・ 申請者が過去において酒税法に違反する等遵法精神に欠けることがないことその他一定の欠格要件に該当しない経歴を有する者等
- ・ 申請者の経営の基礎が確立していること等

2 需給調整上の要件

(1) 免許枠

抽選により決定された審査順位が、申請販売場が存在する小売販売地域の年度内免許枠の件数内であること。年度内免許枠の件数は次のイ、ロのうち大きい数値。

イ 人口基準

その小売販売地域の人口を基準人口で除して得られる数値から既存の酒販店数を控除した数値

《基準人口》

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
A地域（大都市部）	1,450人	1,400人	1,300人	1,200人	1,100人
B地域（地方都市部）	950人	900人	850人	800人	750人
C地域（町村部）	700人	650人	600人	550人	500人

ロ 既存酒販店数基準

その小売販売地域の既存の酒販店数に2%を乗じて算出した数値（最低1、最大5）

《小売販売地域》 ○ 原則市区町村を1単位とするが、町村部は郡単位に統合し、また、既存店が25未満の小規模な小売販売地域については、隣接地域に統合する。

《基準人口》 ○ A地域（東京都の特別区等又は可住地人口密度が3,000人/km²以上の市（平成11年度）
町）…………… 1,400人

○ B地域（A地域以外の市又は可住地人口密度が1,200人/km²以上3,000人/km²未満の町村）…………… 900人

○ C地域（その他の地域）…………… 650人

※ 当該基準人口については平成15年9月1日をもって廃止。

(参考) 免許枠の具体的な算定例

例えば、平成10年度に既存酒販店が50場ある人口78,000人のA地域の場合。

$$\text{イ} \quad \frac{78,000 \text{人 (小売販売地域の人口)}}{1,400 \text{人 (A地域の基準人口)}} = 56$$

$$56 \text{ (基準人口比率)} - 50 \text{ (既存酒販店)} = 6 \text{ (人口基準)}$$

$$\text{ロ} \quad 50 \text{ (既存酒販店)} \times 2\% = 1 \text{ (既存酒販店数基準)}$$

※ イとロの大きいほうの数値〔6〕が平成11年度の免許枠となる。

(2) 申請販売場の場所的要件

- A地域 …………… 100m (人口30万人以上の都市の国税局長が指定する主要駅から 500m 以内にある商業地域については50m)
- B地域 …………… 100m
- C地域 …………… 150m

※ 当該距離基準については、平成12年9月1日をもって廃止。

II 申請から免許までの具体的な手続

- ・ 一般酒類小売業免許を新規に取得する場合の例

